

恵庭市立松恵小学校 いじめ防止基本方針

令和 8 年 4 月改定

恵庭市立松恵小学校いじめ防止基本方針

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1. いじめ防止等に関する基本的な考え方

全ての児童が、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めるとともに、北海道と恵庭市及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

「北海道いじめ防止等に関する条例」では、基本理念として、「いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るといふ緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規定しています。

基本理念に基づく取組を進めるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。児童に対していじめにつながるような不適切な方法で人間関係の問題等に対応することで、いじめの芽が生じ、いじめに向かうことのないよう、いじめの未然防止に努める。また、発生したいじめに対しては、関係者相互の連携の下、早期に解消する。
- 児童が発達の段階に応じて、望ましい人間関係を自ら構築していく力とともに、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、安心して学習やその他の活動に取り組むことで、将来の夢や希望をしっかりと持って、主体的に個性や能力を伸ばし、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

(2) いじめの理解

ア いじめの定義

条例では、いじめの定義として、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「いじめ防止対策委員会」という。）で情報共有して対応する。

- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

- 児童が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）」等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

イ いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

ウ いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いのみにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周りで暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や少年団活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- いじめは、児童の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童を守り通すことは難しい。そのため、児童の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ防止対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「いじめ防止対策委員会」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2. 学校と家庭（保護者）の責務及び地域の役割

いじめの防止等のための対策を進めるため、全ての児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育成する取組を、学校だけではなく、家庭、地域住民、行政その他の関係者相互の連携協力の下、社会全体で進めます。

（1）学校及び学校の教職員の責務

いじめが行われず、すべての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

ア 学校の責務

学校においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- 学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、児童の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての児童が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなく

す取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。

- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての児童に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や自他の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- 学校は、情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育等を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。
- 学校は、いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知する。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進める。

イ 教職員の責務

教職員においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進める必要があります。

- 職員は、児童理解を深めるとともに、児童及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員は、「いじめ防止対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通す。
- 教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童に大きな影響力を持つとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしない。
- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。

(2) 保護者の責務

家庭は、児童にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、児童の教育に関し

第一義的な責任を有しています。

保護者においては、法及び条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 保護者は、その保護する児童に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むよう努める。
- 保護者は、その保護する児童の発達の段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせるよう努める。
- 保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び児童の発達の段階に応じ、その保護する児童について、インターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用などの方法により、インターネットの利用を適切に管理し、インターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努める。
また、携帯電話端末等からのインターネットの利用が不適切に行われた場合には、犯罪の被害やいじめ等様々な問題が生じることに留意する。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情等を十分に理解し、対応する。
- 保護者は、その保護する児童がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、児童が同じ過ちを繰り返すことがないように、児童を見守り支える。

(3) 地域の役割

地域においては、条例を踏まえ、次の取組を進めることが望まれます。

- 日頃から、児童が様々な機会を通じて学校外の人間関係を構築し、自分の役割や存在を感じることができるよう、児童が学校外で活動できる場所や機会を、学校関係者や関係団体等とが連携する既存の組織等を活用するなどして提供する。
- 児童の健やかな成長・発達のため、地域全体で児童を守り育てていこうとする大人たちの協力を得て、児童が異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる地域の体制を整える。
- 地域の学校等と連携を図り、地域における児童の状況や問題に適切に対応する方法について共通理解を深める。

- 児童に発達の段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、生命を尊ぶ心や他者を思いやる気持ちを育むため、学校や家庭と連携した地域での取組を進める。
- 児童がいじめを受けている、又はいじめを行っているとの疑いを感じた場合には、当該児童の在籍する学校や保護者や、相談機関等の関係団体に相談や連絡・通報するなどして、児童の抱える問題の解消に努める。
- 中学校や高等学校を卒業した後など、学校に在籍していない青少年がいじめに関わっている場合は、関係機関等と連携していじめの問題の解決に努める。
- 就学前の幼児等に対して、発達の段階に応じ、友人と一緒に遊ぶことやルールを守って遊ぶことの楽しさなどが感じられる環境づくりに努める。

Ⅱ いじめ防止等のための対策の内容

Ⅰ. 学校が実施すべき施策

松恵小学校においては、法や国の基本方針、道や恵庭市の条例や基本方針を踏まえ、全ての児童が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合い、安心して学習やその他の活動ができる学校づくりの取組等、発達支持的生徒指導やいじめの未然防止教育を推進します。

(Ⅰ) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア 意義

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童及びその保護者に対し、児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

イ 松恵小学校の取組

松恵小学校においては、法第13条の規定により義務付けられている学校いじめ防止基本方針について、「国の基本方針や道の基本方針」を参考に、次の事項に留意して策定します。

- 松恵小学校は、学校いじめ防止基本方針に、いじめの防止、いじめの早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を盛り込む。その中核的な内容は、次に示すとおりとする。
- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針
- ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）
- ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の明示
- ・アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアルの作成（「早期発見・事案対処マニュアル」の策定等）

- ・学校いじめ防止基本方針におけるアンケート調査、個人面談の実施や、結果の検証及び組織的な対処方法の設定
- ・「チェックリストを作成・共有して全職員で実施する」などの具体的な取組
- ・「いじめ防止対策委員会」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画
- ・加害児童に対する成長支援（発達支持的生徒指導）の観点を踏まえた加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
- ・いじめ防止対策委員会を中心としたPDCAサイクルによる点検、見直しの取組

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

- 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。
また、学校全体でいじめの防止等に取り組むため、アンケートや協議の場を設けるなどして児童の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

- 松恵小学校は、策定した学校いじめ防止基本方針を学校のホームページへの掲載、学校便りに記載し配布、学校内への掲示、その他の方法により、児童、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

- 松恵小学校は、学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童、保護者、関係機関等に説明する。
また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。
なお、年度途中の転入、編入学した場合等には、同様に当該児童及びその保護者に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

ア 意義

- 「いじめ防止対策委員会」を設置する意義としては、次のようなものがあります。
- ・いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

イ 松恵小学校の取組

松恵小学校においては、「いじめ防止対策委員会」について、次の事項に留意して設置します。

- 松恵小学校は、次のことを踏まえ、「いじめ防止対策委員会」を構成する。

- ・自校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成する。
- ・「自校の複数の教職員」については、校長をはじめとする管理職（教頭）や、指導部主任、指導部生活担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、その他教職員、学校医等から、学校の実情に応じて決定する。
- ・組織的な対応の中核として機能する体制を学校の実情に応じて決定する。
- ・可能な限り、「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。
- ・個々のいじめの防止・早期発見・事案対処に当たって、関係の深い教職員を追加する。
- ・教職員同士の日常的なつながり、同僚性を向上させるとともに、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進める。

○ 松恵小学校は、次のことを踏まえ、「いじめ防止対策委員会」の体制を整備する。

また、「いじめ防止対策委員会」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「いじめ防止対策委員会」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

- ・的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て報告・相談できる体制
- ・当該組織に集められた情報は個別の児童生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制
- ・迅速に対応できるよう構成員全体の会議と日常的な関係者の会議に役割分担するなど、機動的に運用できる体制

○ 松恵小学校は、「いじめ防止対策委員会」の役割に次のことを位置付ける。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム等）の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム等）に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処する体制を整備する。

- 松恵小学校は、いじめの問題に関する学校評価を実施する際、児童や地域の状況を踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価して、評価結果を踏まえた改善に取り組む。その際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報提供や組織的な対応等が評価されるよう留意する。
- 松恵小学校は、教職員がいじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）を「いじめ防止対策委員会」に報告し、情報を共有するための具体的な方法を定める。
- 松恵小学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- 松恵小学校は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携しいじめの防止等のための取組を進める。
- 松恵小学校は、いじめをやめさせる指導、再発防止の取組を徹底する。
- 松恵小学校は、いじめを受けた児童の保護者に対する情報の提供及び支援、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。
- 松恵小学校は、いじめを受けた児童が安心して教育を受けることのできる環境を整備する。
- 松恵小学校は、市教委へいじめの問題について報告するとともに、関係資料の保存に当たっては、文書管理規程の保存年限を厳守する。

- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う役割
- ・被害児童を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、児童や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

（３）学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの防止

学校においては、いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

また、学校は児童に対して、傍観者とならず、「いじめ防止対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

- 松恵小学校は、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。
- 松恵小学校は、児童の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
- 松恵小学校は、児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進める。
- 松恵小学校は、配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時の学級編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 松恵小学校は、児童の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 松恵小学校は、児童が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感、自己信頼感を高める取組を推進する。
- 松恵小学校は、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実に向けた取組を推進する。
- 松恵小学校は、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達の段階に応じた道徳教育の充実に図る。
- 松恵小学校は、児童の発達の段階に応じて、豊かな情操や社会性、規範意識を育くむため、地域が有する自然環境等の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- 松恵小学校は、児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実に図る。

- 松恵小学校は、児童が自主的に行う学級会や児童委員会活動等において、児童自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。
- 松恵小学校は、学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 松恵小学校は、「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- 松恵小学校は、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、児童への指導、保護者への啓発、教職員への研修等を実施する。

イ いじめの早期発見

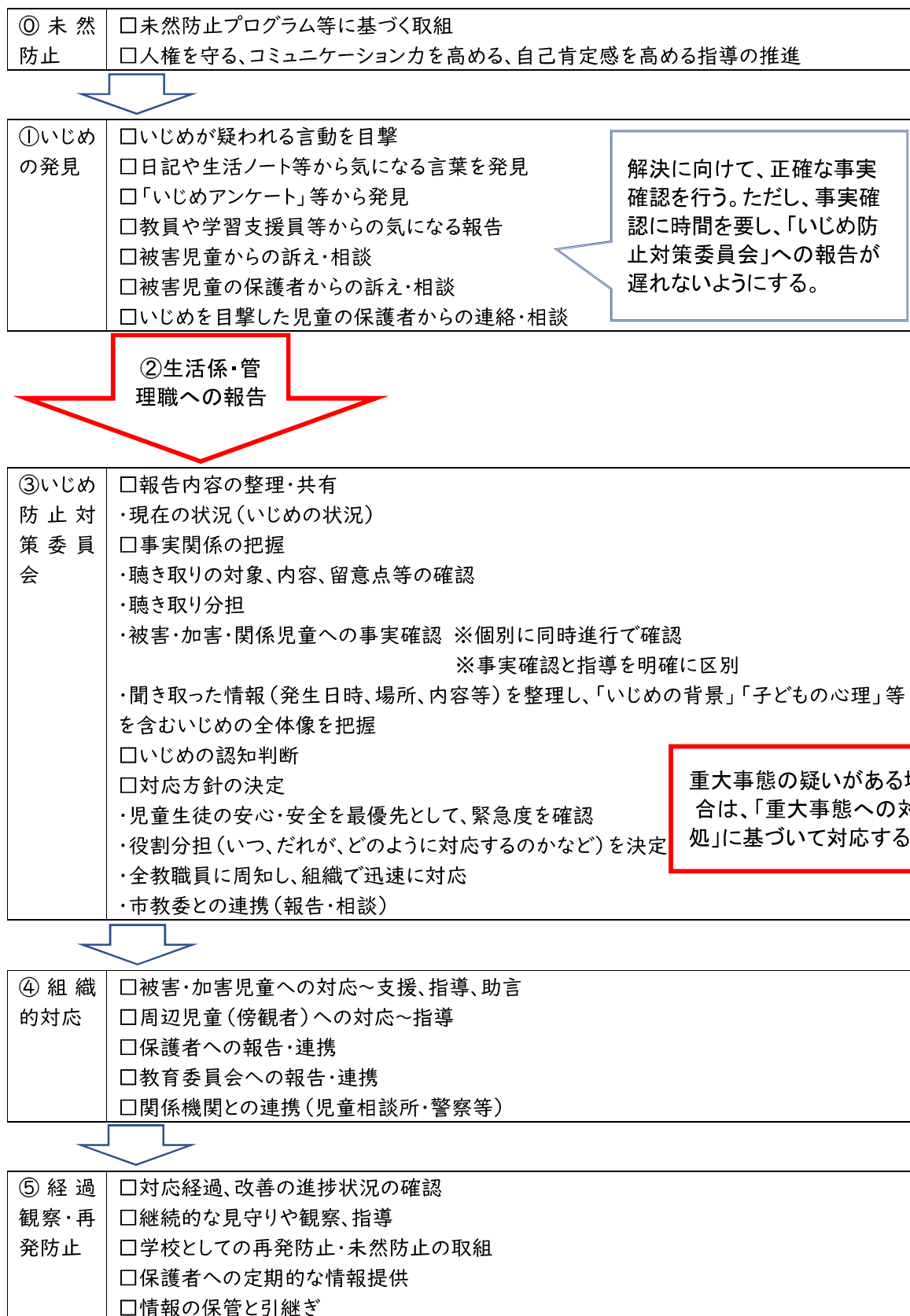
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要です。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める必要があります。

- 松恵小学校は、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- 松恵小学校は、日頃から児童との触れ合いや、児童と教職員との信頼関係の構築に努め、「SOSの出し方に関する教育」の推進や児童への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 松恵小学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定める。
- 松恵小学校は、アンケート調査や個人面談における児童のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速かつ組織的に対応することを徹底する。
- 松恵小学校は、アンケート調査実施後に、関係児童に対する個人面談を必ず実施する。なお、個人面談を実施することにより関係児童がアンケートへ回答したこと等が他の児童に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には細心の注意を払うこと。

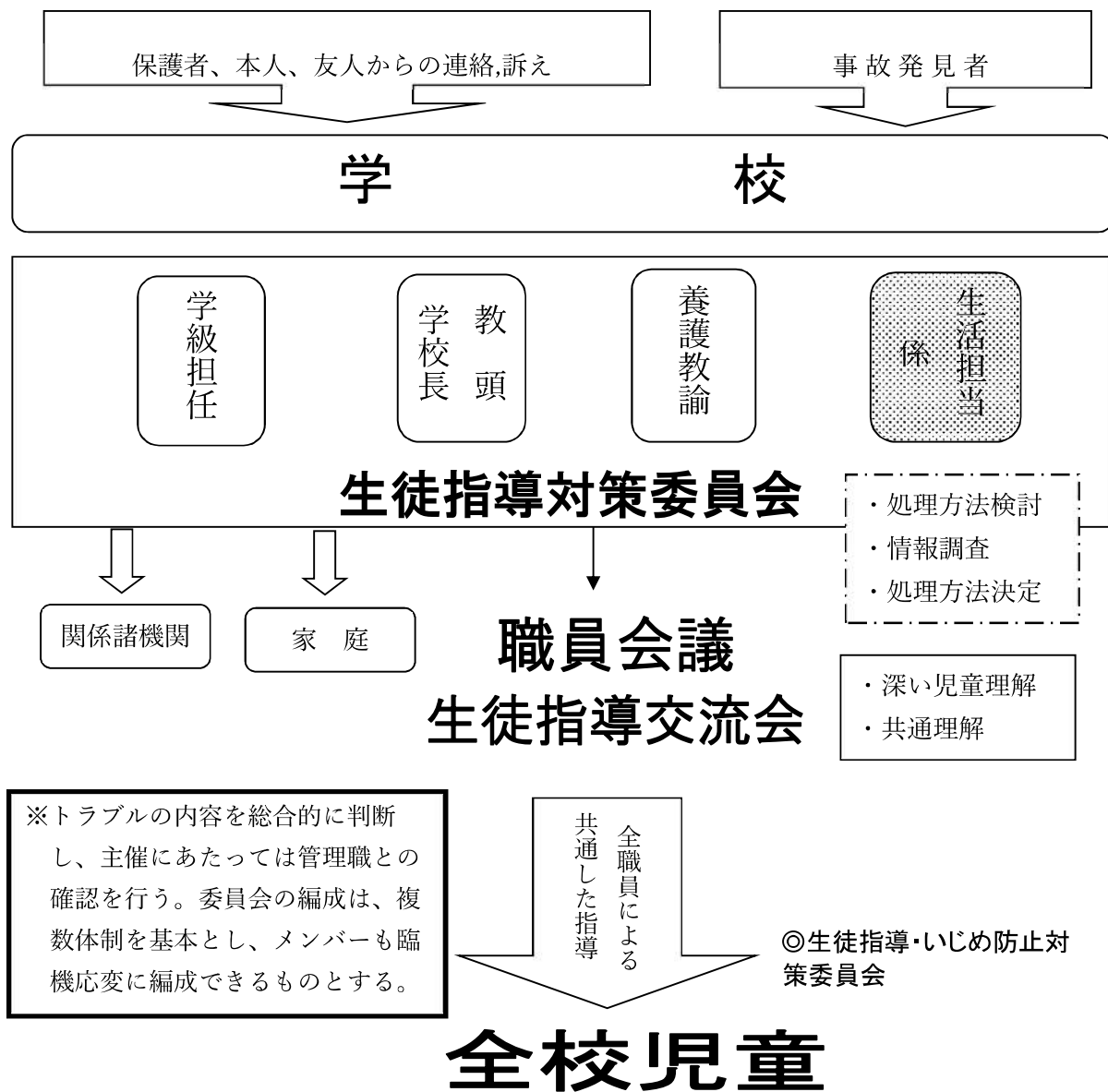
ウ その他

- 松恵小学校は、いじめの防止に必要な教職員の資質の向上を図る研修を計画的に実施する。
- 松恵小学校は、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラ

【いじめ対応の流れ】



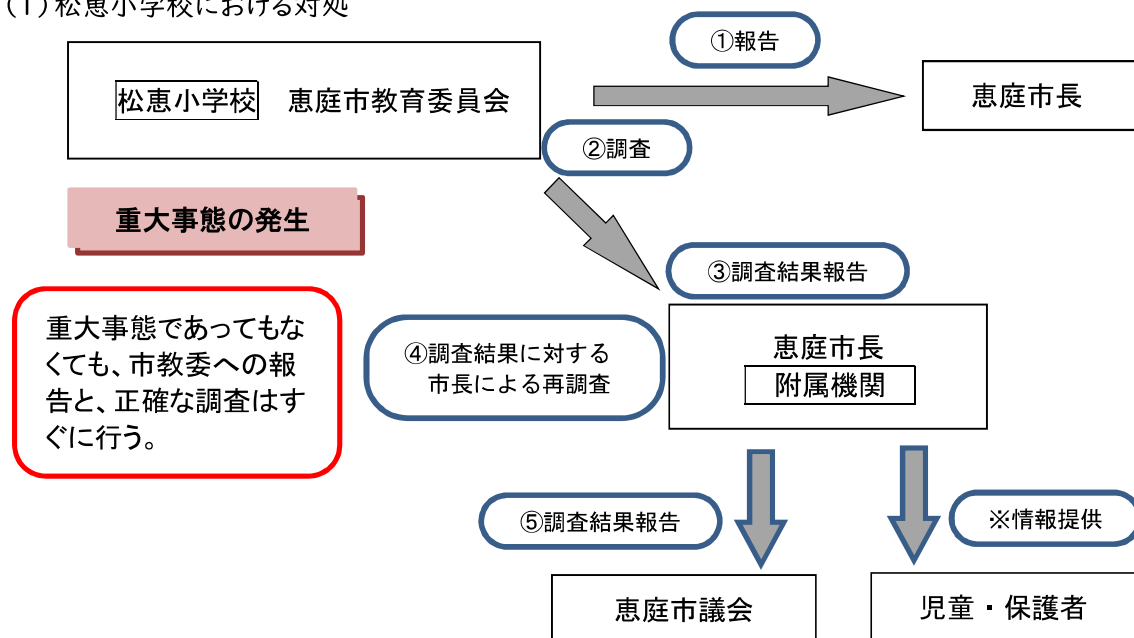
○生徒指導・いじめ防止対策委員会



2. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に努めます。

(1) 松恵小学校における対処



- 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして対応する。
- ②の調査は、事実関係を明確にするために行う。
「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることである。
- 情報提供については、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で説明する。
- この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、松恵小学校や恵庭市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。
- 恵庭市教育委員会は、この調査が迅速かつ適正に実施できるよう調査マニュアルや調査結果の公表ガイドラインを整備する。
- 松恵小学校や恵庭市教育委員会は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

○ 調査を行うための組織や附属機関の設置について

重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、市町村におけるいじめ問題対策連絡協議会を通じて調査を行うための組織等の委員を確保するなど、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。

また、調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることも考えられる。

なお、道は、規模が小さいなど附属機関の設置が困難な市町村に対して、必要な支援に努める。

○ 詳細については、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を参照すること。

(2) その他

ア 重大事態とは、法第28条に規定されているとおり、

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときです。

○ 1の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合などが該当する。

○ 2の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

○調査の主体を設置者又は学校とするかは、学校の設置者の判断による。

○附属機関の構成については、当該事案の関係者と利害関係のない者による。

イ 地方公共団体の長及び教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

ウ 児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じている、正に被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等は、恵庭市長の判断により、緊急に総合教育会議を開催し、講ずべき措置について教育委員会と十分な意思疎通を図り、一体となって取り組むための協議・調整を行うことができることに留意します。

エ 北海道は、恵庭市立松恵小学校において重大事態が発生した場合は、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対応するように市町村へ指導、助言又は援助します。

オ 法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の調査は、国の「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき実施します。

恵庭市立松恵小学校 いじめ未然防止プログラム 活動のマトリクス

	ア 道徳、総合、特活等の教科・領域等の関連を図ったプログラム	イ 子ども会議等の児童会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育(家庭・地域)と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ (その他)道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム
①居場所づくり 【教師が主体】	A 緑のフィールドワーク ・縦割り班でのフィールドワークや学年でのレク活動を通して、仲間意識をもたせるとともに、コミュニケーション力を高めさせる。	D アンケート等を活用した教育相談 ・いじめアンケート、毎月の振り返り、ほっと等の結果に基づいて行う教育相談。 ・内容は、学級経営に反映させたり、保護者面談で活用したりする。	G 読み聞かせ ・図書ボランティアや教師による読み聞かせを通して「想像力」や「創造性」を養い、様々なことを「自分事」として考えることができるようにする。	J 人権教室 ・自分の人権、相手の人権について考える機会とし、お互いを認め合い、感謝や思いやりの心をもつことができるようにする。
②絆づくり 【児童が主体】	B 1年生を迎える会・6年生を送る会 ・入学や卒業を祝うことで、思いやりや感謝の気持ちをもたせるとともに、仲間意識を高めさせる。	E いじめ防止標語づくり ・人権教室と連動させ、児童会発信で、児童全員がいじめをなくすための標語づくりに取り組む。 ・学級代表作品は校内に掲示する。 ・全作品を「絆づくりメッセージコンクール」に応募する。	H 赤い羽根共同募金の協力・世界寺子屋運動への協力 ・社会福祉協議会やユネスコ協会と連携し、可能な範囲での寄付活動に取り組む。 ・自分だけでなく、「みんなのため」「平和のため」という意識を高める活動とする。	K 1年生のお世話活動 ・6年生が入学したての1年生の補助をする活動。 ・6年生には親切にする気持ちや責任感、1年生には感謝の気持ちをもたせる活動とする。 ・この関わりを、その後の縦割り班活動につなげていく。
③環境づくり 【いずれかが主体】	C 聞き方・話し方・伝え方の確認 ・全校統一した学習規律として定着させる。 ・児童の心理的安全性(言いたいことが言える、聞いてもらえる環境)をつくる。	F 縦割り班清掃 ・異学年で構成されたグループで活動することにより、責任感、思いやり、感謝、コミュニケーション力などを養う場としていく。	I フラワーロード集会 ・東恵庭環境保全会、保護者と連携し、学校周辺を花で彩る活動。 ・縦割り班ごとに、花壇に花を植える。班内での関わりや一緒に活動してくださる大人との関わりを充実させていく。	L デジタルシチズンシップ教育 ・ネットトラブル未然防止のため、「思いやり」「人権」「ルール」などのキーワードをもとに、デジタル機器の上手な使い方を身に付けさせる。

恵庭市立松恵小学校 いじめ未然防止プログラム 年間計画

月	学校行事	項目				備考
		ア 道徳、総合、特活等の教科・領域等の関連を図ったプログラム	イ 子ども会議等の児童会活動との関連を図ったプログラム	ウ 社会教育(家庭・地域)と連携した体験活動との関連を図ったプログラム	エ (その他)道徳教育・人権教育・情報モラル教育等との関連を図ったプログラム	
4	始業式 入学式 避難訓練	C 聞き方・話し方・伝え方の確認		G 読み聞かせ	K 1年生のお世話活動	毎月の振り返り 生徒指導交流(毎週)
5	1年生を迎える会 縦割り班清掃開始	B 1年生を迎える会	F 縦割り班清掃			
6	運動会 フラワーロード集会		I フラワーロード集会 D 教育相談	G 読み聞かせ (前期読書月間)	J 人権教室	いじめアンケート①
7	ユネスコショップ 緑のフィールドワーク 林間宿泊学習 フラワーロード集会	A 緑のフィールドワーク (林間宿泊学習)	E いじめ防止標語づくり I フラワーロード集会	(ユネスコショップオープン)	L デジタルシチズンシップ教育 (CAP)	児童評価
8						
9	修学旅行	(修学旅行)	D 教育相談			ほっと
10	フラワーロード集会 前期終業式 後期始業式		I フラワーロード集会			
11	学習発表会 学校図書館まつり 教育相談		D 教育相談	G 読み聞かせ (後期読書月間) (学校図書まつり)		いじめアンケート②
12				H 赤い羽根共同募金の協力	L デジタルシチズンシップ教育	児童評価
1	避難訓練					
2	クロスカントリースキー記録会			H 世界寺子屋運動への協力		
3	6年生を送る会 卒業式 修了式	B 6年生を送る会				